

歴史から目をそらさない

松藤一作（靖国神社問題特別委員会委員長・福岡西部教会牧師）

2016年の新しい歩みが始まりました。昨年は“戦後”70年の節目の年でした。

安倍首相は8月、悔い改めなき『談話』を発表し、「子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」と、過去を断ち切ることを強調しました。これを受けて、産経新聞の阿比留記者はその記者会見で、ドイツのヴァイツゼッカー大統領の『荒野の40年』と呼ばれる演説の一節を引用し、「歴史から目をそらさないという一方で、自らが手を下してはいない行為について、自らの罪を告白することはできないと述べた」と、安倍談話の「未来志向」をさらに印象づけ、後押ししました。しかし、こうして恣意的に引用された演説の一節には、それに続く言葉があります。「しかしながら先人は彼らに容易ならざる遺産を残したのであります。罪の有無、老幼いづれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関り合っており、過去に対する責任を負わされているのであります」と。

ゼカリヤ書7章には、神殿の崩壊から70年が経過し、それを悲しむために行っていた断食をやめようとして申し出るベテルの人たちに対して、主が「そこにまことがあったのか？」と問うやりとりが記されています。本当の意味で未来志向へと向かうためには、過去をどう受け止め、その間をどのように過ごしてきたのかが問われるのだと、私たちはこの箇所から教えられます。私たちは“戦後”70年をどう過ごしてきたのでしょうか？ 昨年の連盟総会で採択された『「戦後」70年に関する信仰的声明』を、私たち自身の告白として受け止めていきたいと思うのです。

昨年は、集団的自衛権の行使を可能にする「安

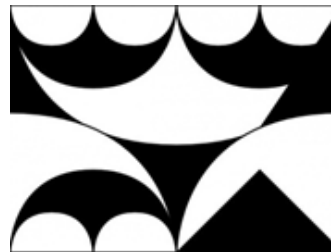
全保障関連法（戦争法）」が“成立”し、いわゆる「派遣法」の改悪、沖縄への暴力的な対処、さらにマスコミに対する政治介入など、安倍政権はその独裁的で暴力的な正体を露骨な形で現しました。私たちの住む日本は、いま、大きく舵をきりました。後に、この2015年が《大きな転換期》として想起される年になりかねない状況です。

さらに今年2016年は、すでに1月5日に安倍首相が閣僚を連れて伊勢神宮に年頭の参拝を行いました。5月には「伊勢志摩サミット」が予定され、今後、天照大神を祀る伊勢神宮を特別視しようとする動きが活発になることが予想されます。7月には参議院選挙が予定され、安倍首相はそこで憲法

“改正”を争点にする意志を表しており、今後の政治体制の在り方が私たちに問われていきます。また、「テロ対策」を口実にした諜報活動の徹底と自衛隊の海外活動も大きな転機となっていくことでしょう。時代を覆う暗闇は、ますますその闇の深さを増し、人々の嘆きと叫びがかき消

されるような時代を迎えようとしています。

私たちがクリスマスとして祝う12月25日は、もともと太陽神を崇める冬至のお祭りだと言われています。イエスが産まれたのがその時期であるという根拠を聖書に見出すことは出来ません。しかし、一年の中で昼間が最も短く、暗闇が世界を覆っているかのような時期に、世の光として来てくださった主イエスの降誕を祝うクリスマスを設定したところに、先達たちの信仰を見る思いがします。羊飼いたちが、また東方の博士たちが、その暗闇の中で主イエスを見出したように、私たちもまた、この暗闇の中でイエス・キリストを告白し、歴史の中に生き、働きたもう主に従う歩みを、確かなものにしていきたいと思ひます。



ヤスクニ、天皇制、戦争責任など 【新聞他 拾い読み】

■疑わしい20条改正案 政教分離の意義再認識を

自由民主党などが目指す憲法改正が現実味を加えてきた。同党の「日本国憲法改正草案」は、野党時代の2012年4月に発表されたもので、05年11月の「新憲法草案」では広い層の支持を考慮して抑えていた主張が、支持基盤の保守層に選挙でアピールするため、あらわになっているとの評価があった。しかし、現政権の支持率が安定している状況下、「これはまさか」と思われるような改正案も実現性がないとは言いきれない。

草案全体の検討は別の機会に譲り、ここでは信教の自由、政教分離に関する第20条の改正案を読んでみよう。現行憲法は「①信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定している。第1項の「政治上の権力」や第3項の国及びその機関に禁止される宗教的活動は立場によって解釈が異なるが、条文はシンプルだ。

05年の「新憲法草案」は第1、第2項に手を触れず、第3項のみ「国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であって、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行ってはならない」と「いかなる」を外し規定した。後半は津地鎮祭訴訟最高裁判決で示された「目的効果基準」である。

12年草案はさらに「国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない」と変えた。

政教分離原則の緩和の明記だ。13年10月増補版『日本国憲法改正草案Q&A』で、自民党は「これにより、地鎮祭に当たって公費から玉串料を支出するなどの問題が現実的に解決されます」と狙いをはっきり示す。「この限りでない」の圏内には首相らの靖国公式参拝なども当然含まれ、その違憲性を問われることもなくなる。

12年草案は20条1項の「何人に対しても」を削除し、宗教団体の「政治上の権力」行使禁止もあえて削った。どのような意図があるのか疑われるところだ。憲法の保障する自由と権利は国民の不断の努力によって保持しなければならない、とする憲法第12条の意味を、私たちは改めて深く考えるよう迫られている。

(中外日報・社説20151218)

■自衛隊トップ、天皇認証要求・「国防軍」転換へ防衛省検討

防衛省が自衛隊の最高幹部である統合幕僚長や陸上幕僚長の地位向上策として、任免にあたって天皇による認証が必要とされる「認証官」への格上げを検討していることが分かりました。集団的自衛権の行使容認や「国防軍」への転換などを見越して、制服組幹部を国家機構の中核に位置づける狙いがあります。

本紙が情報公開請求で入手した、現「防衛計画の大綱」策定時の防衛省内部文書（2013年5月、人事教育局）で明らかになりました。

およそ10年先までを見据えた防衛省・自衛隊の人事施策のあり方を議論した同文書によると、「認証官化」は統合幕僚監部と陸上自衛隊が要求。「国家としてその職責に見合う名誉を付与することが必要」などとして、任務拡大に見合う待遇の向上を求めています。現「大綱」期間内の実現を模索しているとみられます。

現在、「認証」の対象となっているのは、国務大臣（首相は除く）や副大臣のほか、内閣官房副長官（政務・事務）、特命全権大使、宮内庁長官、最高裁判事など。統幕長や陸幕長がこれに加われば、閣僚や、官僚トップの内閣官房副長官と形式上は同格になり、自衛隊の政府内での権威・発言力が大幅に強まること予想されます。

【天皇の認証】 大日本帝国憲法下では、天皇が自らの側近中の側近にあたる大臣級や陸海軍大将を、最上位の官職にあたる「親任官」として直接任命する制度がありました。現行憲法下では、国務大臣や法律の定める官吏（官僚）の任免や、全権大使らの委任状などを認証することを、天皇の国事行為の一つとしています。（赤旗 20160104）



■歴史観、憲法観の深い溝

天声人語・歴史観、憲法観の深い溝（朝日）160109

中継を視聴していて驚いた方もおられたらだろう。昨日の衆院予算委員会のトップバッター、自民党の新藤義孝氏が切り出した。「平成28年が明けました。伝統的な数え方でいえば皇紀（こうき）2676年」。若い世代は何のことかと思ったかも知れない▼皇紀とは、神武天皇の即位の年とされる西暦紀元前660年を元年とするログイン前の続き紀年法だ。明治初期の1872年に定められた。戦前の1940年は皇紀2600年であり、盛大に祝われた。しばしば国民精神総動員と結びつけて語られる▼今、そうした言葉を使う意図は何か。昨年も国会で戦時スローガンの「八紘一宇（はっこういちう）」を取り上げ、「日本が建国以来、大切にしてきた価値観」と述べて物議を醸した自民党議員がいた。復古志向は元々この党の一面だが、かつてここまで無遠慮だったのだろうか▼政界には歴史観の深い溝があり、憲法観の深い溝がある。そのことをやっと始まった国会論戦があらわにしている。野党は安保法制の憲法違反をまず問うが、首相は取り合おうとしない▼溝が深い分、言葉がささくれ立つ。首相は臨時国会も開かず、「逃げて、逃げて、逃げ回ってきた」と非難する野党。野党は対案すら示さず、「逃げて、逃げて、逃げ回っている」とやり返す首相▼互いの歴史観、憲法観を確認しあうことから始めてはどうか。代表質問で「立憲主義とは何か」と問われた首相は直接答えず、「立憲主義にのっとって政治を行うことは当然」とだけ述べた。これでは議論は進まない。（朝日・天声人語 20160119）

憲法違反である年頭の伊勢神宮参拝を行わないことを要請すると共に 「伊勢志摩サミット」を利用して伊勢神宮に特権を付与することに反対します

内閣総理大臣 安倍晋三様

2015年12月26日

日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会
委員長 松藤一作

1965年の佐藤栄作首相の年頭の伊勢神宮参拝以来、ほぼ毎年内閣総理大臣による年頭の伊勢神宮参拝が行われており、安倍首相も就任以来毎年伊勢神宮を参拝しています。伊勢神宮は一宗教法人であり、首相の参拝は憲法20条の「信教の自由」に反するものです。また首相の継続的な伊勢神宮参拝は、政教分離原則に関わる最高裁の「目的効果基準」による判断に照らしても、その関わりが「相当」とされる限度を超えるものであることは明白です。私たちは安倍首相が、このような憲法違反である年頭の伊勢神宮参拝を行わないことを強く要請します。

また安倍首相は6月に伊勢神宮参拝後の記者質問に対し、2016年5月26日・27日におこなわれる「伊勢志摩サミット」の開催地決定に関して、「日本の美しい自然、豊かな文化・伝統を、世界のリーダーたちに肌で感じてもらえる場所にしたいと考え、三重県で開催することを決定した」との談話を発表しました。安倍首相はまた、「伊勢神宮は悠久の歴史を紡いできました。そして、たくさんの日本人が訪れる場所であり、日本の精神性に触れていただくには大変良い場所だと思います。ぜひG7のリーダーたちに訪れていただき、伊勢神宮の荘厳で凜とした空気を共有できればよい」とも語っています。

しかし、宗教法人神社本庁は、その『神社本庁憲章』において「全国神社を結集する神社本庁が設立され、(伊勢)神宮を本宗と仰ぎ、道統の護持に努めることとなった」と述べています。本宗とは「伊勢神宮が古来、至高至貴神社であるので、全国の神社の総親神」であることを意味します。伊勢神宮を念頭において「日本の美しい自然、豊かな文化、伝統」というスローガンを首相が公にする行為は、日本国憲法第20条1項に規定する「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」に抵触する違憲行為に他なりません。

戦前・戦中の私たちプロテスタント諸教派は、宗教団体法による国の圧力に屈して日本基督教団を結成し、1942年1月11日には、当時の富田満教団総理が伊勢神宮に参拝し、「我が国における新教団の発足を報告し、その今後における発展を希願せられた」という負の歴史を有しています。それゆえ私たちは、伊勢神宮と国とのかかわりに関して敏感にならざるを得ません。

一宗教団体である伊勢神宮に、首相が継続的に参拝をすること、また「伊勢志摩サミット」時にG7のリーダーたちを伊勢神宮に案内しようとしていることは、国の内外に対して伊勢神宮に特権があるかのごとき印象を与えることであり、また国家神道の復権につながる行為にほかなりません。私たちは、安倍首相が憲法を遵守することを重ねて強く求めます。

◆◆◆ 2016年 全国の2・11集会、他2月の集会のお知らせ ◆◆◆

【 2・11札幌集会 】

- ◇日時 2月11日(木) 13:30～ ◇会場 札幌北光教会(札幌市中央区大通西1丁目14)
- ◇講師 奥田知志さん(日本バプテスト連盟東八幡教会牧師)
- ◇テーマ 「未定」
- ◇主催 札幌キリスト教連合会信教の自由委員会

【 第39回 紀元節復活反対2・11道民集会 】

- ◇日時 2月11日(木) 10:00～ ◇会場 ホテルガーデンパレス(北海道札幌市中央区北1条西6丁目)
- ◇講師 上田文男さん(弁護士、元札幌市長)
- ◇テーマ 「未定」
- ◇主催 靖国神社国営化阻止道民連絡会議(靖国共闘)

【 2・11信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会 】

- ◇日時 2月11日(木) 13:30～ ◇会場 フォレスト仙台ホール(仙台市青葉区柏木1-2-45)
- ◇講師 古賀茂明さん(元通商産業省) ◇テーマ 「報道の自由と民主主義～日本の進むべき道」
- ◇主催 靖国神社国家管理反対宮城県連絡会議

【 第50回 なくせ!建国記念の日 許すな!靖国国営化 2・11東京集会 】

- ◇日時 2月11日(木) 14:00～16:00 ◇会場 在日本韓国YMCA(千代田区猿樂町2-5-5)
- ◇講師 朝岡勝(同盟基督教団徳丸町キリスト教会牧師 特定秘密保護法に反対する牧師の会共同代表)
- ◇テーマ 「歴史からみた“天皇キャラ”と日本人々」
- ◇主催 2.11 東京集会実行委員会 後援:NCC 靖国神社問題委員会、東京地方連合社会委員会

【 2016. 2. 11「建国記念の日」反対 第50回名古屋キリスト者集会 】

- ◇日時 2月11日(木) 13:00～15:30 ◇会場 日本キリスト教団 名古屋教会
- ◇テーマ 「誰もが自らの誇りを持てる社会を～朝鮮学校生徒・卒業生の呼びかけに応じて」
- ◇講師 熊谷考人さん(弁護士) ◇講演「朝鮮高校無償化除外裁判と日本社会の課題」
- ◇主催 中部キリスト教靖国問題連絡会議

【 関西連合 信教の自由を守る集い 】

- ◇日時 2月11日(火) 14:00～ ◇会場 日本バプテスト大阪教会(天王寺区茶臼山町1-17)
- ◇講師 谷本仰さん(南小倉バプテスト教会牧師、連盟「平和に関する宣言」推進委員長)
- ◇テーマ 「真の終戦をめざして～『平和宣言』から『戦後』70年に関する信仰的声明へ」
- ◇主催 バプテスト関西地方連合社会委員会

【 日本基督教団大阪教区 2・11集会 】

- ◇日時 2月11日(火) 10:30～ ◇会場 日本基督教団満天教会
- ◇講師 平良仁志さん(堺キリスト教会牧師、日本バプテスト連盟靖国問題特別委員会委員)
- ◇テーマ 「信教の自由を守る日に考える～靖国・戦争法案・憲法改悪」
- ◇主催 日本基督教団大阪教区「教会と天皇制を考える特別委員会」

【 バプテスト北九州地方連合2・11信教の自由を守る集会 】

- ◇日時 2月11日(木) 13:30～15:30 ◇会場 シオン山バプテスト教会
- ◇講師 松見俊さん(西南学院大学神学部教授、東福岡教会協力牧師)
- ◇テーマ 「まことの神を神とする」◇主催 バプテスト北九州地方連合社会ヤスクニ委員会

【 2・11 反ヤスクニ福岡集会 】

- ◇日時 2月11日(木) 13:30～ ◇会場 九州キリスト教会館4Fホール(中央区舞鶴2-7-7)
- ◇講師 田中伸尚さん(ノンフィクション作家) ◇主催 反ヤスクニ福岡連絡会
- ◇テーマ 「ナショナリズムの暴走とグローバルな抵抗～憲法平和主義をめぐる状況」

【 2016年「バプテストの日」集会 】

- ◇日時 2月14日(日) 15:00～17:00 ◇会場 福岡バプテスト教会
- ◇講師 須藤伊知郎さん(西南学院大学神学部教授) ◇主催 福岡地方バプテスト連合社会委員会
- ◇テーマ 「バプテストと民主主義」